

# 保育所の新会計基準に関する調査研究報告書

— 平成16年度 —

社会福祉  
法人 日本保育協会

## 序

本報告書は、厚生労働省の補助事業として、日本保育協会が実施した「保育所の新会計基準に関する調査研究」の結果をまとめたものです。

この事業は、保育所における新会計基準の定着の実態等に関する調査研究を行い、保育所運営の充実と向上に資することを目的とするものです。

今年度は、新会計基準の研修受講状況、新会計の理解度、新会計への移行の実態、会計処理の委託の方法等について調査を実施し、その結果を分析・研究しました。

本報告書を、今後の保育所会計を考えるうえで参考としていただければ幸いです。

このたびの調査研究事業の実施に当たりましては、関口健二先生（税理士）、上村芳夫先生（堀兼みづばさ保育園園長）、太田嶋信之先生（竜南保育園園長）、小島昇先生（南秦野保育園園長）、篠原敬一先生（野方保育園園長）の研究スタッフにご尽力いただいたこと、また、調査対象保育所の皆様にご協力いただいたことに対し、心から深く感謝の意を表する次第であります。

平成17年3月

社会福祉法人 日本保育協会  
理事長 佐々木 典 夫

# 保育所の新会計基準に関する調査研究報告書

(平成16年度)

## 目 次

### 序 文

I. 調査研究の目的及び方法	1
II. 調査結果の分析	4
〈保育所の属性〉	4
1. 新会計への理解度・移行の時期等	8
(1) 経営する施設の種別	8
(2) 研修会・説明会等への参加状況	8
(3) 新会計についての理解度	9
(4) 移行の時期	9
2. 新会計にすでに移行した施設	11
(1) 新会計へ移行した動機	11
(2) 移行処理の方法	12
(3) 移行処理委託費用の負担感	12
(4) 移行後の日々の会計処理	12
(5) 全部委託の方法	13
(6) 一部委託の方法	13
(7) 新会計に移行して良かったこと	14
(8) 新会計に移行して良くなかったこと	15
(9) 新会計に移行しての感想	15
(10) 運営費の弾力運用で追加してもらいたいこと	15
3. 新会計に移行予定の施設	16
(1) 早期に移行しなかった理由	16
(2) 移行処理の予定	16
(3) 移行処理委託費用の負担感	17
(4) 移行後の日々の会計処理の予定	17

（5）全部委託の方法	17
（6）一部委託の方法	18
（7）運営費の弾力運用で追加してもらいたいこと	18
<b>4 新会計に移行が未定の施設</b>	<b>20</b>
（1）新会計に移行しない理由	20
（2）経理処理の方法	22
（3）日々の会計処理	23
（4）全部委託の方法	23
（5）一部委託の方法	23
<b>III. 研究員の考察</b>	<b>24</b>
1. 関口健二研究員による考察	24
2. 上村芳夫研究員による考察	27
3. 太田嶋信之研究員による考察	31
4. 小島昇研究員による考察	36
5. 篠原敬一研究員による考察	50
<b>付録</b>	
・保育所運営費の弾力運用（速報）	56
・通知	66
・調査票	103
・集計表	111

## 付録

・保育所運営費の弾力運用（速報）	56
・通知	66
・調査票	103
・集計表	111

# I. 調査研究の目的及び方法

## 1. 調査研究の目的

保育所の新会計基準に関する調査研究を実施し、今後の保育所運営の充実と向上に資することを目的とする。

## 2. 調査研究の内容

次の項目等について調査研究を実施した。

- ・新会計基準への理解度・移行の時期
- ・新会計にすでに移行した施設
- ・新会計に移行予定の施設
- ・新会計移行が未定の施設
- ・新会計基準全般について

## 3. 調査研究スタッフ

関 口 健 二 (税理士)

上 村 芳 夫 (堀兼みつばさ保育園園長)

太田嶋 信 之 (竜南保育園園長)

小 島 犀 (南秦野保育園園長)

篠 原 敬 一 (野方保育園園長)

#### 4. 調査期間及び調査時点

自 平成16年10月4日  
至 平成16年10月30日  
(調査時点・平成16年10月1日現在)

#### 5. 調査の手続き

##### ア 調査対象保育所の選定

調査対象は、全国民営保育所数の5分の1抽出によるものとし、各都道府県・指定都市・中核市ごとの民営の5分の1を抽出した施設とした。

##### イ 調査方法

前項アで選定した調査対象保育所に対して、調査票を送付し、原則として保育所長に記入をお願いした。

##### ウ 調査票の回収数及び回収率(集計対象数)

項目		か所数及び回収率
調査票配布保育所数		1,981
調査票回収保育所数(率)		1,175 (59.3%)
内訳	有効調査票数(率)	1,173 (99.8%)
	無効調査票数(率)	2 (0.2%)

#### 6. 整理、分析基準

調査票の集計に当たっては、次の基準によって整理、分析した。

##### ア 経営主体別

社会福祉法人等が運営する民営保育所。①社会福祉法人、②宗教法人、③個人、

④社団・財団法人、⑤NPO、⑥その他

イ 地域区分別

地域特性を考察するために、全国を7区分に分類している。①北海道・東北地区、②関東地区、③東海地区、④北信越地区、⑤近畿地区、⑥中国・四国地区、⑦九州地区

ウ 所在地区別

都市階級による特性を考察するために、全国を6区分に分類している。①都区部・指定都市（特別区並びに指定都市：東京23区、札幌、仙台、さいたま、千葉、川崎、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、北九州、福岡）、②県庁所在市（指定都市を除く県庁所在市）、③中都市（人口15万人以上で、指定都市、県庁所在市を除く市）、④小都市A（人口5万人以上15万人未満の市）、⑤小都市B（人口5万人未満の市）⑥町・村

エ 定員規模別

定員規模により6区分に分類している。①45人以下、②46～60人、③61～90人、④91～120人、⑤121～150人、⑥151人以上

オ 3歳未満児比率別

当該施設に在籍する3歳未満児の割合により、5区分に分類している。①0～9%、②10～29%、③30～49%、④50～69%、⑤70～100%

ア 調査票分析実績

調査票の集計、整理、分析、まとめには、調査研究スタッフ全員が当った。

## II. 調査結果の分析

### 〈保育所の属性〉

#### ① 回答者職名

本調査の回答者は、原則として保育所長としたので、保育所長からの回答がほとんどである（78.5%）が、会計実務担当者として経理担当職員からの回答が14.7%、主任保育士からの回答が3.4%、その他からの回答が3.3%である。これを、地域区分別でみると、保育所長からの回答率が最も高かったのは、北海道・東北地区の、82.6%、主任保育士からの回答が最も高かったのは、九州地区の5.7%、経理担当職員からの回答率が最も高かったのは、近畿地区の20.1%である。

次に、所在地区別でみると、保育所長からの回答率が最も高かったのは、町・村の85.4%で、最も低かったのは人口15万人以上で、指定都市、県庁所在市を除く中都市の74.7%である。主任保育士からの回答率は、人口5万人以上15万人未満の小都市Aが4.6%と最も高く、人口5万人未満の小都市Bの1.5%が最も低くなっている。経理担当職員からの回答率は、都区部・指定都市が19.6%と最も高く、町・村の10.3%が最も低くなっている。その他からの回答率が最も高かったのは人口15万人以上で、指定都市、県庁所在市を除く市である中都市の6.8%で、町・村の1.6%が最も低くなっている。

#### ② 経営主体

今回の調査は新会計基準に関するものだったので、調査対象を民間に絞っている。回答協力を得た1,173の保育所の経営主体は、社会福祉法人がほとんどであり（93.8%）、宗教法人が2.4%、社団・財団法人が、2.3%、個人が1.4%、その他が、0.1%である。社会福祉法人の回答率が最も高かったのは、北海道・東北地区の96.9%、宗教法人からの回答率が最も高かったのは、京都を擁する近畿地区の5.6%、個人からの回答率が最も高かったのは、東海地区で4.7%、社団・財団法人からの回答率が最も高かったのは、中国・四国地区の5.4%である。

次に、所在地区別でみると、社会福祉法人の回答率が最も高かったのは、中都市の98.1%で、最も低かったのは都区部・指定都市の83.2%である。宗教法人からの回答率が最も高かったのは都区部・指定都市の10.1%で、最も低かったのは中都市の0.6%である。個人からの回答率が最も高かったのは、県庁所在市の3.9%で、最も低かったのは中都市の0.6%である。社団・財団法人からの回答率が最も高かったのは、都区部・指定都市と小都市Aの2.8%で、最も低かったのは中都市の0.6%である。

### ③ 施設認可年

調査協力保育所の認可年は、昭和50～59年の間のものが最も多く（35.3%）次が、昭和45年～49年（18.8%）の認可による保育所で両者を合わせると54.1%である。なお、平成2年以降の認可による保育所からの回答は、4.9%となっている。

### ④ 児童定員数

46～60人、61～90人規模の保育所からの回答が過半数（52.1%）を占めている。45人以下の規模の保育所からの回答率は12.4%、91～120人規模の保育所からの回答率は19.1%、121～150人規模の保育所からの回答率は8.5%、151人以上の規模の保育所からの回答率は7.8%である。

地域区分別でみると、46～60人、61～90人規模の保育所からの回答率が高かったのは、北海道・東北地区の65.2%で、45人以下の規模の保育所からの回答率が高かったのは、中国・四国地区の19.6%で、91～120人規模の保育所からの回答率が高かったのは、近畿地区の26.4%で、121～150人規模の保育所からの回答率が東海地区の16.8%で、151人以上の規模の保育所からの回答率が高かったのも、東海地区的15%である。

次に、所在地区別でみると、46～60人、61～90人規模の保育所からの回答率が高かったのは、人口5万人未満の小都市Bで、63.9%で、45人以下の規模の保育所からの回答率が高かったのは、町村の20.9%で、91～120人規模の保育所からの回答率が高かったのは、の中都市Aの24.7%で、121～150人規模の保育所からの回答

率が高かったのは、小都市Aの11.5%で、151人以上の規模の保育所からの回答率が高かったのは、都区部・指定都市の17.9%である。

## ⑤ 入所児童数

年齢別の在園児童数は、3歳児から5歳児以上児の年齢層がそれぞれ20.3～22.2%をしめており、2歳児の年齢層が16.7%、1歳児の年齢層が13.1%、0歳児の年齢層が6.8%である。これを地域区分別に入所児童数の入所率をみると、0歳児については、北海道・東北地区が7.8%と最も高く、東海地区が5.3%と最も低くなっている。1歳児・2歳児については、中国・四国地区が、それぞれ14.6%・17.9%と最も高く、東海地区が、それぞれ11.3%・15.2%と最も低くなっている。3歳児については、東海地区が、22.8%と最も高く、北海道・東北地区が19.1%と最も低くなっている。4歳児については、北信越地区が、22.6%と最も高く、中国・四国地区と九州地区が、19.7%と最も低くなっている。5歳児については、北海道・東北地区が、23.5%と最も高く、中国・四国地区が、20.7%と最も低くなっている。

次に、所在地区別に0歳児・1歳児の入所児童数の入所率をみると町・村が、それぞれ5.8%・12.5%と最も低くなっている。

また、定員充足状況は、全体では超過が83.2%を占めており、欠員が発生しているものが12.6%である。地域区分別にみると、欠員率が最も高いのは東海地区の20.6%で、逆に超過率が最も高いのは近畿地区の88.9%である。次に、所在地区別にみると、欠員率が最も高いのは町・村の20.9%で、逆に超過率が最も高いのは県庁所在市の91.2%である。

次に、0歳児の在園状況は、0人の保育園が7.7%、1～5人の保育園が35%、6～10人の保育園が32.7%、11～20人の保育園が23%、21～30人の保育園が1.5%、31人以上の保育園が0.1%となっている。これを地域区分別にみると、0歳児の在園状況が0人の保育園の割合がもっとも高いのは、北海道・東北地区の11.8%で、もっとも低いのは、北信越地区の5%である。0歳児の在園状況が1～5人の保育園の割合がもっとも高いのは、九州地区の40.9%で、もっとも低いのは、近畿地区

の29.2%である。0歳児の在園状況が6～10人の保育園の保育園の割合がもっとも高いのは、北信越地区の40.6%で、もっとも低いのは、中国・四国地区の29.1%である。11～20人の保育園の割合がもっとも高いのは、近畿地区の31.3%で、もっとも低いのは、北信越地区の16.8%である。0歳児の在園状況が21～30人の保育園の割合がもっとも高いのは、中国・四国地区と九州地区の2%で、もっとも低いのは、北海道・東北地区の0.6%である。

(篠原)

## 1. 新会計への理解度・移行の時期等

### (1) 経営する施設の種別

民営保育所の経営形態は一法人一施設が圧倒的に多いことは改めていうまでもない。今回の調査でも「保育所のみを経営する」は80.1%で、前回の調査（80.9%、平成14年度）と比較しても、その傾向はほとんど変わっていない。しかし地域区分別でみると地域によって特徴がある。北信越地区86.1%と九州地区85.8%では、保育所のみを経営している割合が平均より高い傾向にあり、北海道・東北地区72.7%と近畿地区74.3%では反対に低かった。

また、介護保険施設を併設している割合が高い地域は、北海道・東北地区16.1%、東海地区15%、近畿地区11.8%の三地区であった。これらの地区では、前回の調査と比較すると、2年間で保育所のみを経営する割合が下がっていて、介護保険施設を併設経営する割合については上がっている。とりわけ北海道・東北地区においては「保育所のみを経営」が10.4ポイント下がり、「介護保険施設を併設」が9.6ポイント上がっている。

東海地区では「保育所のみ経営」は2ポイント下がり、「介護保険施設を併設」は5.2ポイント上がっている。

所在地区別では都区部・指定都市において「介護保険施設を併設」および「介護保険施設以外の施設を併設」の割合が高いのが特徴である。

### (2) 研修会・説明会等への参加状況

会計基準に関する研修会・説明会への参加状況については、82.5%が参加したと回答し、13.7%が参加しないと答えている。近畿地区と関東地区を除いて、その傾向はあまり変わらない。近畿地区では参加した割合が66%と低く、参加しなかった割合は27.8%と、他の地域とくらべてかなり高いのが特徴。また関東地区でも同様な傾向を示し、参加しない割合が18.1%と高い。

また、所在地区別にみると都区部・指定都市だけに特徴がみられる。参加した割合は69.3%、参加しない割合は26.8%と参加状況はかなり低いことがわかる。前

回の調査においても、都区部・指定都市では参加しない割合が高く、さらに近畿地区と関東地区でも同様であり、今回の調査結果と傾向は変わらない。

これら近畿地区・関東地区及び都区部・指定都市については、新会計への移行が他の地区や都市と比較すると遅れていて、参加状況が低い要因の一つとなっているものと考えられる。

### (3) 新会計についての理解度

今回の調査では「よく理解10.2%」「ほぼ理解64.4%」で、概ね75%が新会計を理解していることがわかる。一方「難しくてよく分からぬ」は20.5%であった。

同設問を平成14年度の調査と比較すると、2年前には「よく理解4.9%」「ほぼ理解61.1%」と、よく理解している割合をみると2年間で2倍に増している。そして「難しくてよく分からぬ」については前回30.1%であったが、今回の調査では10ポイント下がっていて、2年間で理解度が確実に高まっていることがわかる。

地域区分別にみると理解度に格差がみられ、とりわけ近畿地区での理解度の低さが目立つ。「よく理解8.3%」「ほぼ理解55.6%」はいずれも全国平均を下回り、「難しくてよく分からぬ」は29.2%と最も高い。その他の地区で「難しくてよく分からぬ」と回答しているのは、東海地区23.4%、北信越地区24.8%の二地区であった。

また、所在地区別では都区部・指定都市に特徴があり、「よく理解13.4%」及び「難しくてよく分からぬ27.4%」は、それぞれ他の都市区分と比較して最も高い割合となっている。

### (4) 移行の時期

前回の調査では平成14年度までに移行予定割合は75.4%だったが、今回の調査においては平成16年度末で90.9%が移行する予定と回答している。地域区分別にみると、九州地区が94.9%と最も高く、次いで北海道・東北地区93.9%、北信越地区93.1%となっている。一方、移行時期が全国平均に比べて遅い地域は近畿地区的82%であった。近畿地区では平成17年度に移行が6.9%予定されているが、移行に

ついて未定という回答も8.3%と高い。東海地区においても移行が未定という割合が8.4%と高い。

所在地区別でみると、大都市圏の移行が遅れていて、小都市や町・村では進んでいるという結果であった。平成16年度までの移行予定状況は都区部・指定都市80.5%に対して、小都市B94%、町村94.1%と相違がみられた。都区部・指定都市では、移行未定が12.8%と、全国平均4.5%と比較するとかなり高いのが特徴。

(太田嶋)

## 2. 新会計にすでに移行した施設

### (1) 新会計へ移行した動機

平成16年度までに新会計に移行した法人は、当調査に回答した法人の90.9%である。この数字には、平成16年度に予定を平成15年度決算終了後移行（予定）した（4.3%）と読み替えたものを含んでいる。平成16年度に移行予定が年度途中ということはないと思うが、平成16年度決算終了後移行予定という意味かも知れない。

複数回答の全国で最も多い理由は「法人・施設等の自主的な考え方で移行」が52.6%、次に「保育所運営費の弾力的運用を行うため」の38.8%である。この移行動機は、法人等の諸問題を処理するためのものである。例えば、独立行政法人福祉医療機構への借入金の返済の一部に充当するためである。

三番目の移行動機が「自治体から新会計への早期移行を指導された」で22.1%である。自治体が介護保険施設と同一視をして、誤解に基づく指導に至ったと考えられるのである。

次いで、「介護保険施設などを経営」が11.6%、「地域の保育団体等で取組んだ」が3.9%である。

所在地区別でも全国の地域区分別と同様の傾向を示しているのである。ただし、都市の規模別で見た場合のみ、都区部・指定都市が「保育所運営費の弾力運用を行うため」を「自治体から新会計への早期移行を指導された」が若干上回っているくらいである。

「自治体から新会計への早期移行を指導された」であるが、平成13年前後に、厚生（労働）省の保育専門官に直接確認したところ「保育所のみを経営している法人は、当分の間、新会計に移行しなくとも大丈夫です。」との回答である。当分の間とはとの問い合わせ、「当分の間とは、当分の間です。」との回答であった。「自治体から新会計への早期移行を指導された」からは論外であるが、単式簿記から複式簿記に移行したときにも、当分の間であったから、急いで移行する必要ないと判断した次第である。もちろん、園舎の建設・修繕等の目的がある場合には、新会計に移行して対応すべきである。

## (2) 移行処理の方法

移行処理の方法を聞いたものであるが、地域区分別を全国で見ると、最も多いのが「法人・施設で行った」の43.2%、次いで、「会計事務所等に全部委託」が32.5%、3番目に「会計事務所等に一部委託」が23.8%で続き、「未回答」が0.6%という結果である。地域区分別の特徴は、「法人・施設で行った」は北海道・東北地区の55.6%、次いで、中国・四国地区の51.6%である。

所在地区別の特徴は、「法人・施設で行った」小都市Bの52.8%である。コスト意識があるからといったら言い過ぎであろうか。

## (3) 移行処理委託費用の負担感

会計事務所等への移行処理委託費用の負担感について聞いたものである。地域区分別の全国では、「負担に感じなかった」が48.8%、次いで「やや負担に感じた」が38.3%、「非常に負担に感じた」が8.5%、「未回答」が4.3%という結果である。

地域区分別で「負担に感じなかった」が50%以上の地域は、関東地区、東海地区、近畿地区、九州地区である。「なんらかの負担を感じた」法人・施設は、46.8%である。

所在地区別では、「負担に感じなかった」が都区部・指定都市、小都市Aの2地区が50%以上である。

移行処理の委託費用額を聞いたところ、「委託費用なし」が80.1%、「委託費用の支払い」が19.9%である。「委託費用の支払い」うち、移行処理委託費用を記入していただいた回答数は、私の手元に届いた分は15件である。0円が2箇所。2万円・3万円・3.15万円・4万円・5万円・9万円・10万円・10.5万円・15万円・30万円・40万円・105万円は、全て1箇所である。10万円以上の移行処理委託費用は、1法人・1施設であるならば、高過ぎるようである。

地域区分別・所在地区別ともに移行処理委託費用なしが70%以上である。

## (4) 移行後の日々の会計処理

地域区分別の全国では、「法人・施設で行っている」が56.1%、次いで、「一部委

託」が31.1%、「全部委託」が11.1%、「未回答」が1.8%という結果である。

地域区分別で見ると、移行後の日々の会計処理を「法人・施設で行っている」50%以上の地区は、北海道・東北地区（71.5%）、中国・四国地区（59.4%）、九州地区（57.7%）、北信越地区（56.4%）、近畿地区（50%）である。「法人・施設で行っている」・「一部委託」を併せると87.2%あり、費用の節約に努めていると評価できる。全部委託は、会計処理をしているだけなので評価に値しないのではないかと考える。

#### （5）全部委託の方法

地域区分別の全国では、「領収書等の証憑を渡す」が47.5%、次いで、「伝票を起票して渡す」が41.5%、「出納帳、仕訳帳等を渡す」が36.4%、「未回答」が1.7%という結果である。

地域区分別の「領収書等の証憑を渡す」で50%以上の地区は、「中国・四国地区」が66.7%、次いで、「関東地区」が54.2%、「北海道・東北地区」が50%である。「伝票を起票して渡す」の50%以上の地区は、「東海地区」が69.2%、次いで、「北信越地区」が50%である。「出納帳、仕訳帳等を渡す」の50%以上の地区は、近畿地区のみである。

所在地区別を市町村別でみると、「領収書等の証憑を渡す」で50%以上の地区は、「町・村」が54.2%、次いで、「中都市」の50%である。「伝票を起票して渡す」の50%以上の地区は、「小都市A」の52.2%のみである。「出納帳、仕訳帳等を渡す」の50%以上の地区は無く、「小都市B」の45.5%が最高である。

#### （6）一部委託の方法

地域区分別の全国では、「月次処理・試算表等のチェック等」が73.1%、次いで、「年度末に決算処理・決算書のチェック等」が21.8%、「その他」が3%、「未回答」が2.1%という結果である。

地域区分別の「月次処理・試算表等のチェック等」は全て50%以上であるので、70%以上で見てみると、「関東地区」が79.2%、次いで、「九州地区」が75.3%、「中

「国・四国地区」が72.5%、「北海道・東北地区」が72.0%、「近畿地区」が71.1%、「東海地区」が70.3%という結果である。

所在地区別の「月次処理・試算表等のチェック等」は全て60%以上であるので、70%以上で見てみると、「都区部・指定都市」が85.1%、次いで、「小都市A」が78.8%、「町・村」が73.3%、「中都市」が71.1%という結果である。

当面は、月次処理・試算表等のチェック等の一部委託が理想的である。

#### (7) 新会計に移行して良かったこと

地域区分別（複数回答）の全国では、「資産価値を適切に評価・表示できる」が50.3%，次いで、「民改費を施設・設備整備積立金として留保できる」が50.2%、「資金収支計算書等の作成により、資金・損益両面での把握ができる」が37.7%、「民改費枠が拡大」が34.7%、「勘定科目が適正に配置され経理処理が明確になった」が29.6%、「施設ごとのより実質的な決算書を作成できる」が24.2%、「法人が自主的に経理規程を作成できる」が9.9%、「未回答」が6.4%、「その他」が4.1%という結果である。

地域区分別の「資産価値を適切に評価・表示できる」の50%以上の地区は、「民改費を施設・設備整備積立金として留保できる」では、「北海道・東北地区」が55.0%、次いで、「関東地区」の52.3%、「近畿地区」が50.8%、「九州地区」が50.5%である。「民改費を施設・設備整備積立金として留保できる」の50%以上の地区は、「九州地区」の61.6%である。上記以外の項目には、50%以上の項目は無いのである。

所在地区別で見てみると、「資産価値を適切に評価・表示できる」の50%以上の地区は、「民改費を施設・設備整備積立金として留保できる」では、「都区部・指定都市」が57.6%、次いで、「町・村」の52.9%、「県庁所在市」が51.9%である。「民改費を施設・設備整備積立金として留保できる」の50%以上の地区は、「中都市」が58.1%、「都区部・指定都市」が52.1%、「小都市B」が51.2%である。

### (8) 新会計に移行して良くなかつたこと

地域区分別（複数回答）の全国では、「未回答」が35.3%、次いで、「資金収支計算書等を作成するので事務処理が煩雑」が29.7%、「勘定科目がおおいため処理が煩雑」が29.2%、「減価償却費の計算が煩雑になった」が23.8%、「その他」が7.3%という結果である。「近畿地区」27.1%を除き、他地区の30%台の未回答が気になるところである。面倒だからか、ただ単に忘れたからであろうか。

### (9) 新会計に移行しての感想

地域区分別の全国では、「新会計に移行しての感想なし」が84.5%、次いで、「新会計に移行しての感想あり」が15.5%という結果である。地域区分別では、「新会計に移行しての感想なし」が「関東地区」の78.8%を除き、他地区は80%以上という結果である。

所在地区別では、全ての市町村で80%という結果である。

### (10) 保育所運営費の弾力運用で追加してもらいたいこと

地域区分別の全国では、「追加してもらいたいものなし」が87.2%、次いで、「追加してもらいたいものあり」が12.8%である。地域区分別でも、全ての地区で80%台から91%弱という結果である。所在地区別でも同様の結果である。

(小島)